平成12年4月28日 林 野 庁

#### 平成12年度国有林野事業業務方針について

国有林野事業においては、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき適切な事業運営を図るため、毎年度当初の段階において「国有林野事業業務方針」を定め、各森林管理局(分局)に指示しているところです。

平成12年度の「国有林野事業業務方針」については、平成12年3月27日付けで 別紙概要のとおり各局に指示したのでお知らせします。

> 問い合わせ先 林野庁経営企画課 課長補佐 長江良明 03-3502-8111 (内 6477)

# 平成12年度国有林野事業業務方針の概要

国有林野を名実ともに「国民の森林」にするとの考え方の下,抜本的改革を着実に推進し,その果たすべき使命の達成を期するため,国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき適切な事業運営を図りつつ,公益的機能重視の管理経営の具現化とその基礎となる収支の改善等の取組に一層努める。特に,各流域,各現場の特色を活かした自主的な取組を積極的に行うとともに事業の実施状況を的確に把握してその成果のPRに努める。

また,厳しい経済状況を反映し当初予算に計上した収入額を確保するためには引き続き相当の努力が必要であることを十分認識して事業の実施に当たる。

#### 1 国有林の管理経営に関する基本方針への取組

国有林野の管理経営に当たっては、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3機能類型に応じた管理経営を行う。森林施業の実施に当たっては、森林整備の計画的な推進を図る。また、公益的機能の発揮を重視した森林施業の現場定着を図るとともに、こうした施業に対する国民の理解を得るための取組を推進する。さらに間伐の適切かつ確実な推進を図る。

林道および治山事業の計画的かつ効率的な推進を図るとともにコスト縮減,工事における木材利用の拡大に取り組む。

流域管理システムの推進については、地域ニーズの的確かつ積極的な把握、民有林・国有林一体となった施業、合理的な路網整備、下流住民に対する普及啓発活動等に取り組む。

国民による国有林野の保健・文化・教育的利用の推進を図るとともに,記念分 収造林の実施,巨樹・巨木の保全活動等を通じて,森林整備等への国民参加の推 進に取り組む。

## 2 国有林野の維持及び保存

関係機関等との連携を図りながら森林パトロールを実施するとともに,境界標識の設置等により適切な保全管理を推進する。

希少な野生動植物の保存等自然環境の保全が一層重要な使命となっていることから、保護林の拡充、PRに努め、希少野生動植物種保護管理事業、世界自然遺産保全緊急対策等を実施するとともに、平成12年度から新たに「緑の回廊(コリドー)」整備特別対策事業を実施する。

### 3 国有林野の林産物の供給

持続的かつ計画的な供給が国有林野事業の使命の一つであることを踏まえ,販売情報の把握および適切かつ迅速な木材情報の提供に努めるとともに,需給の動向等を踏まえ弾力的な調整を図る。

素材生産は,高品質林分や付加価値の向上がより期待できる林分を厳選の上実施する。

地元工場への随意契約による販売については,平成12年度末までに原則廃止 し公売及び立木の安定供給システム販売の推進による地域振興に努める。

委託販売は,天然優良材等の樹材種を中心に実施する。

立木販売は,高齢級人工林等について原則公売とし,間伐材等は「立木の安定 供給システム販売」により安定的な販売先の確保等を図る。

国産材の需要・販路の拡大等のPRを実施し,木材利用の推進を図るとともに, 多様な資源についても,需要に的確に対応した販売を推進する。

#### 4 国有林野の活用

林野・土地等売払いについては、計画的かつ積極的な条件整備を推進し、市町村等の理解を得ながら予定物件の積極的PRに努める。土地については、事業遂行上不可欠なものを除き可能な限りその売払いに努め、林野については、地域住民の福祉の向上に寄与する森林、地元産業の振興等に必要な林野等の売払いを推進する。

森林とのふれあいに対する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、森林空間 総合利用事業を推進するとともに公衆の保健の用に供するための計画を策定し民 間の能力を活かした施設整備等を推進する。

## 5 事業の実施体制及び事業運営

予算の計画的かつ効率的な執行を図るとともに簡素かつ効率的な組織に再編することを旨として,内部組織の簡素化に取組む。また,職員数の適正化を緊急に推進することとして,定員内職員は,省庁間配置転換等に取組むとともに,定員外職員については,特別給付金の支給による希望退職の募集を行う。

事業運営では,OA化による事務効率の向上,労働災害の未然防止,林業事業体の育成強化,地域の特性を踏まえた技術開発等に取り組むとともに,地球温暖化防止対策推進大綱を踏まえ,健全で活力ある森林の整備を推進する。

地域社会の要請にきめ細かく対応するため,各種会議等へも積極的に参画し, 情報収集に努めるとともに,国有林野の活用等を通じて地域振興の寄与に努める。